

JISA 適正取引推進オンラインセミナー開催

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び政策の動向

令和7年3月26日、企画委員会（委員長：舩越 真樹：(株)ID ホールディングス 代表取締役社長）では、中小企業庁から川森 敬太氏（中小企業庁 事業環境部 取引課 総括補佐）、JISA 企画委員会 法務・契約部会 部会長 筒井 邦恵氏を講師に迎え、適正取引推進オンラインセミナーを開催した。このセミナーは、下請法を中心とした政策動向（下請法の改正事項の概要、今後の対応）と令和7年1月30日にリリースした「取引適正化実践マニュアル」の概要を紹介するもので、176名の参加を得た。

講演は2部構成で行われ、第1部では、中小企業庁の川森氏から「取引適正化の政府の取組について」をテーマに、3月11日に国会に提出された下請法の改正案の概要と今後の対応について講演が行われた。

はじめに、下請法の改正案の説明が行われた。特に重要な項目として、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」と「従業員基準の追加」が挙げられた。前者は、「買ったとき規制」の効果を高めるため、対価を定めるプロセスを重視し、適切なプロセス（価格協議の実施や、適切な説明）を踏んでいない場合、規制の対象となり得る旨を定めるものである。後者は、これまで資本金のみで判断していた下請法の適用の有無について、従業員数を適用基準に追加することで減資などによる適用逃れを防止するものである。また、「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えること、実態として使われていないことから法律名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正し、下請という用語を使用しないようにしている。

続いて、今後の対応として、「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」での石破総理の発言が紹介され、中小企業が賃上げできるように価格転嫁できる仕組みを作ること、サプライチェーンの頂点となる企業や業界に対して直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定が必要であること、それが隔々まで伝わるような情報発信をして欲しい旨の説明があった。



総理の締めくり発言の要旨（価格転嫁・取引適正化関係）

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月14日）

1. 中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商慣習の一端に向けて、
①業界において、
・下請法違反が無いが（自主）点検をする
・違反があっても（中小企業が）不利益を受けた場合に即には補償されるか
といふことも考えていかなければならない。
②サプライチェーンの頂点となる企業や業界に対して、
・直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定をしなければならないし、
・それが隔々まで伝わるように（情報発信を）していかなければならない。
③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守の徹底を関係大臣にお願いする。
2. 国・自治体の委託・請負契約でも適切に価格交渉・転嫁が行われているのか。
（リストアップした場合に）適切に価格交渉・転嫁に応じて各官庁にお願いしたい。
3. 「協議に応じない価格決定」などの禁止を基本とする。下請法改正法案はなるべく早く国会に提出し、価格転嫁・取引適正化を更に徹底していきたい。担当大臣にお願いしたい。

中小企業庁 事業環境部 取引課
総括補佐 川森 敬太氏

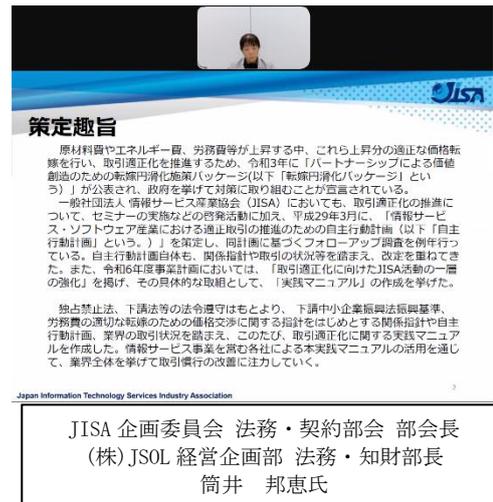
最後に、社員の意識醸成や、発注元・発注先の良好な関係を築ききっかけとして、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発信者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する、パートナーシップ構築宣言への参加を促した。

講演の第2部では、JISA 企画委員会 法務・契約部会の筒井氏が、「取引適正化実践マニュアル」について解説した。

本マニュアルは、法律の実務者が集まっている法務・契約部会で策定したものであり、「発注者」として必要となる対策や行っていない取引慣行を掲載している。

本マニュアルは6つの構成要素から成り、特に「十分な協議を行うこと」は、全体を貫く重要な考え方であることを述べた。

本マニュアルは昨今改めて必要となったものや遵守されていない懸念のあるものを中心に掲載しており、実務の参考としていただきたい。今後も法改正等の動向を注視し、本マニュアルも適宜改定と周知が必要と述べた。



<参考>

■内閣官房及び公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

■情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び労務費等の適正な転嫁に向けたお願い(「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の改定について)(令和6年6月17日)

<https://www.jisa.or.jp/tabid/3785/Default.aspx>

■情報サービス産業における適正な人的資本価値実現及び労務費等の適正な転嫁に向けたお願い(改めてのお願い)(令和7年1月30日)

<https://www.jisa.or.jp/tabid/3884/Default.aspx>

■JISA「取引適正化実践マニュアル」(令和7年1月30日)

<https://www.jisa.or.jp/publication/tabid/272/pdid/R6-J001/Default.aspx>

(企画委員会事務局)